

令和 4 年度の東京電力福島第一原子力発電所における 実施計画検査の基本方針

令和 4 年 3 月 16 日
原 子 力 規 制 庁

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第 2002124 号。以下「実施要領」という。）において、原子力規制委員会の承認を受けて作成することとしている東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査¹の基本方針について、令和 4 年度においては、検査の着眼点（実施要領において規定する「検査の着眼点」をいう。以下同じ。）を踏まえ、以下のとおりとしたい。

各担当課等は、本方針を基に令和 4 年度の実施計画検査の実施に係る計画を作成するものとする。

1. 施設定期検査（担当：専門検査部門）

実施計画において認可され供用を開始した施設が、実施計画に定めている要求される性能を発揮できる状態であるかを検査する中で、令和 4 年度は検査の着眼点のうち、以下の①及び②に係る検査対象となる施設について、可能な限り事業者が実施する検査への立会による検査を実施する方針とする。

- ① 増設多核種除去設備や雑固体廃棄物焼却設備等の東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップに基づき抽出した施設
- ② サブドレン他浄化設備等の東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況に基づき抽出した施設

2. 保安検査（担当：東京電力福島第一原子力発電所事故対策室及び福島第一原子力規制事務所）

事業者の保安活動が、実施計画に従って適切に行われているかについて、以下の項目を重点的に確認する方針とする。

- 1・2号SGTS配管等の撤去及び高性能容器（HIC）内のスラリー（沈殿物）の移替え作業のような汚染レベルが高いものを対象とした作業
- 瓦礫等の管理に係わる是正処置の実施状況及び放射性廃棄物管理の適正化の実施状況
- 顔面汚染等放射線管理に係わる不適合事象の是正措置
- 火気作業に係わる管理不備に対する改善活動
- ALPS処理水の海洋放出に関するプロジェクトマネジメントの活動状況（使用前検査においても適切に確認）

¹核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査（施設定期検査）、同第 3 号に規定する検査（保安検査）及び同第 4 号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

3. 核物質防護検査（担当：核セキュリティ部門及び福島第一原子力規制事務所）

事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）が、これまでの実施計画検査の結果を踏まえつつ、実施計画に従って適切に行われているかについて、令和4年度は以下の3点に重点をおいて確認する方針とする。

- 物理的防護の強度
- 情報システムセキュリティ対策
- 防護措置の定期的な評価・改善

添付資料：

参考1：東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ
(2022年3月版)

参考2：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（一部抜粋）

以上

リスク低減に向けた分野

主要な取組(およそ10年後までに目指すべき姿)

参考1

液状の放射性物質

【実現すべき姿】タンク残量を含む液体状の放射性物質の全量処理

- ・建屋内滞留水(α核種を含む)の処理を進め、原子炉建屋を除き排水完了エリアとして維持する
- ・雨水・地下水流入抑制策を進め、建屋内滞留水の増加を抑えつつ、原子炉建屋内滞留水の全量処理を行う
- ・1/3号機のサプレッションチャンバの内包水は漏えい時に建屋外に流出しないレベルまで減らす

使用済燃料

【実現すべき姿】全ての使用済燃料の乾式保管

- ・各号機の使用済燃料プールから全ての燃料の取り出しを完了させる
- ・乾式貯蔵キャスク置き場を増設し、共用プールの貯蔵容量と合わせて全ての使用済燃料の貯蔵容量を確保する
- ・共用プール内の燃料についても可能な限り早期に乾式貯蔵キャスクにて保管する

固形状の放射性物質

【実現すべき姿】脱水処理等による、より安定な状態への移行

- ・プロセス主建屋等に残っている高線量のゼオライト入り土嚢や除染装置スラッジの取り出し及び飛散・流出防止処理
- ・HIC(高性能容器)内のスラリーの脱水処理

【実現すべき姿】放射能濃度や性状等に応じた区分と適切な保管・管理

- ・建屋解体等の廃炉作業に伴い生ずるものを放射能濃度や性状等に応じて区分し、それぞれの区分に応じた適切な保管・管理
- ・使用済みセシウム吸着塔等の建屋内保管・管理
- ・瓦礫等の減容・焼却を進め、その総量を減らし、屋外での一時保管状態を解消する

【実現すべき姿】廃炉を着実に進めるための分析施設の設置及び分析能力の確保・強化

- ・幅広い種類かつ多量の放射性物質の分析を実施できる総合分析施設やデブリ性状の把握に必要な分析施設を設置する
- ・放射性物質の分析ニーズを定量的に評価した上で、それを確実に実施できる人員・能力を確保する

【実現すべき姿】燃料デブリの安定な状態での保管

- ・燃料デブリ取り出しに伴う安全対策及び燃料デブリの安定な状態での保管を行う

外部事象等への対応

- ・建屋外壁の止水を行い建屋への地下水流入を大幅に抑制する

- ・建屋内への雨水流入防止のための建屋屋上部等を修繕する

- ・建屋構築物等の劣化や損傷状況に応じた対策を講じる

廃炉作業を進める上で
重要なものの

- ・リスク低減活動の迅速な実施のために必要な体制を強化するとともに、品質管理を向上する

- ・1/2号機排気筒下部などの高線量線源の除去又は遮へいによる被ばく低減対策及び建屋内作業時のダスト飛散対策を講じる

- ・多核種除去設備等処理水を計画的に海洋放出する

- ・シールドプラグ汚染を考慮した廃炉作業への影響を検討

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(主要な目標)

分野 (年度)	液状の放射性物質	使用済燃料	固形状の放射性物質	外部事象等への対応	廃炉作業を進める上で重要なものの	
2022	原子炉注水停止に向けた取組	6号機燃料取り出し開始	分析第1棟運用開始 分析計画(施設・人材含む)の策定 2号機燃料デブリ試験的取り出し・格納容器内部調査・性状把握 大型廃棄物保管庫(Cs吸着材入り吸着塔)クレーン設置工事開始 ALPSスラリー安定化処理設備設置工事開始	減容処理設備設置 1号機の格納容器内部調査	陸側遮水壁内のフェーシング範囲50%へ拡大【当面の雨水対策】～2023 1/2号機地震計の設置	1/2号機排気筒下部の高線量SGTS配管等の撤去 シールドプラグ汚染を考慮した各廃炉作業への影響を検討 労働安全衛生環境の改善(継続) 品質管理体制の強化(継続) 高線量下での被ばく低減(継続)
	1/3号機S/C水位低下に向けた取組	2号機原子炉建屋オペフロ遮へい・ダスト抑制～2023				
	タンク内未処理水の処理手法決定					
2023	タンク内未処理水の処理開始		プロセス主建屋等ゼオライト等の回収着手 除染装置スラッジの回収着手 廃棄物貯蔵庫(10棟)運用開始(2023年度上期) 2号機燃料デブリの「段階的な取り出し規模の拡大」に対する安全対策 大型廃棄物保管庫(Cs吸着材入り吸着塔)設置			建物等からのダスト飛散対策(継続) 多核種除去設備等処理水の海洋放出開始
	原子炉建屋内滞留水の半減・処理					
2024		1号機原子炉建屋カバー設置 5号機燃料取り出し開始	ALPSスラリー安定化処理設備設置		建物構築物の健全性評価手法の確立	
今後の更なる目標 2025～2033	プロセス主建屋等ドライアップ 原子炉建屋内滞留水の全量処理	乾式貯蔵キャスク増設エリア拡張 1/2号機燃料取り出し 全号機使用済燃料プールからの燃料取り出し	分析第2棟等の燃料デブリ分析施設の設置 瓦礫等の屋外保管の解消 廃棄物のより安全・安定な状態での管理 — 4 — 総合分析施設の設置		建屋外壁の止水【地下水対策】	
						周辺の地域や海域等への影響を特に留意すべきリスクへの対策
						留意すべきであるが比較的小さなリスクへの対策

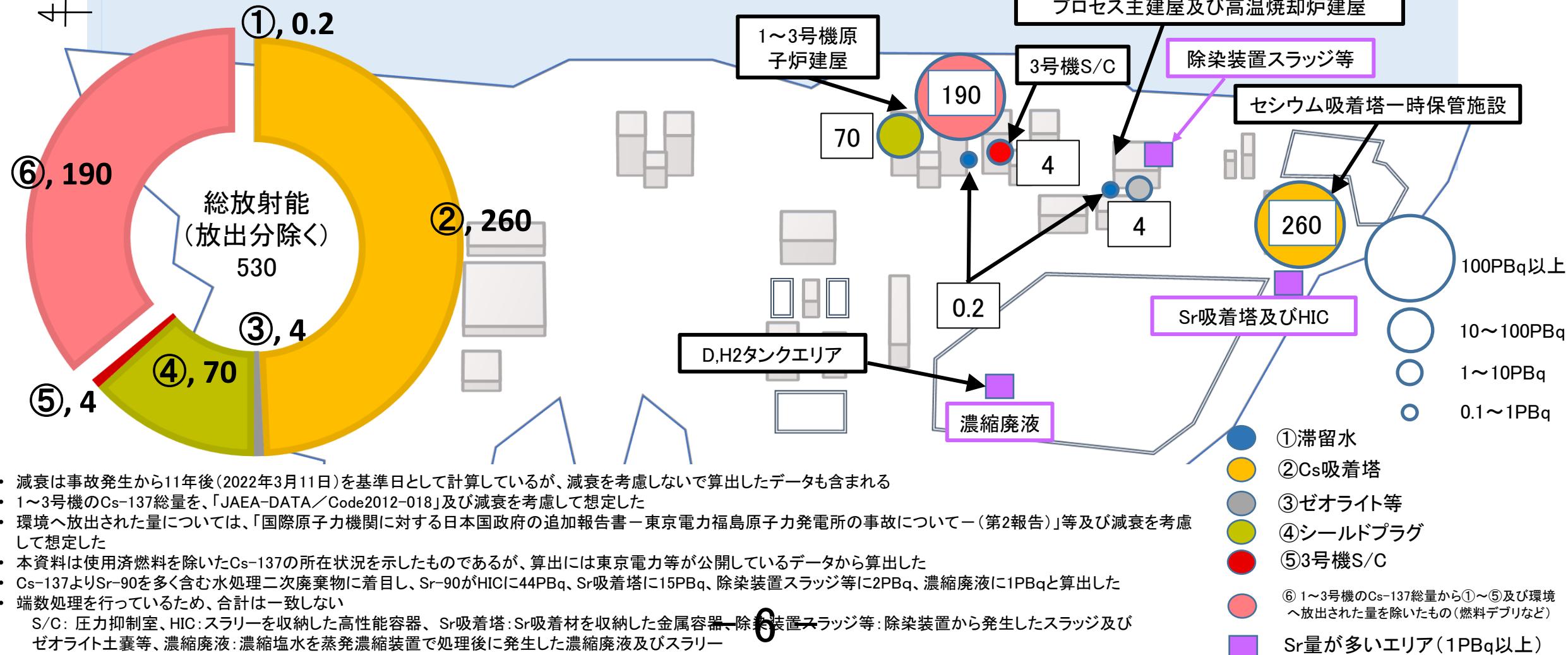
東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(その他のもの)

○液状の放射性物質	実施時期	○廃炉作業を進める上で重要なものの実施時期
実施予定 高性能容器(HIC)内スラリー移替作業 ※2022年1月末までに積算吸収線量が上限値(5,000kGy)を超えた45基の移替	2023年度内 2022年度内	実施中(継続) 原子炉建屋内等の汚染状況把握(核種分析等) 原子炉冷却後の冷却水の性状把握(核種分析) 原子炉建屋内等での汚染水の流れ等の状況把握
実施時期未定 地下貯水槽の撤去 ドライアップ完了建屋の残存スラッジ等の処理		
○使用済燃料	実施時期	
実施予定 使用済制御棒の取出着手	2022年度内	格納容器内及び圧力容器内の直接的な状況把握 ※圧力容器内については今後実施予定 排水路の水の放射性物質の濃度低下
○固形状の放射性物質	実施時期	
実施予定 仮設集積場所の解消	2022年度内	実施予定 3号機RHR(A)系統の水素滞留を踏まえた他系統及び他号機の調査と対応 1/2号機排気筒下部とその周辺の汚染状況調査
○外部事象等への対応	実施時期	
実施予定 建屋内雨水流入の抑制 屋への流入抑制 D排水路の延伸整備【豪雨対策】 日本海溝津波防潮堤設置	2022年度内 2022年度内 2023年度内	要否検討 T.P.2.5m 盤の環境改善に係る土壌の回収・洗浄、地下水の浄化対策等の検討

放射性物質(主にCs-137)の所在状況(使用済燃料は除く) (単位; PBq)

種類(*注)	性状	現在の状態
① 滞留水	液状	1~3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋に滞留する高濃度汚染水
⑤ 3号機S/C	液状	3号機原子炉建屋S/C内の高濃度汚染水
③ ゼオライト等	液状・固形状	汚染水移送前に敷設されたゼオライト土嚢等・汚染水処理初期に発生した沈殿物等
② Cs吸着塔	固形状(含水)	汚染水処理に使われた吸着材を保管する金属容器(屋外一時保管)
④ シールドプラグ	固形状(詳細不明)	1~3号機格納容器の上にある遮へい蓋(事故時に放出された高放射能が下面に付着)
⑥ 1~3号機のCs-137総量から①~⑤及び環境へ放出された量を除いたもの(燃料デブリなど)	固形状(詳細不明)	1~3号機原子炉建屋内に残っている燃料デブリ等

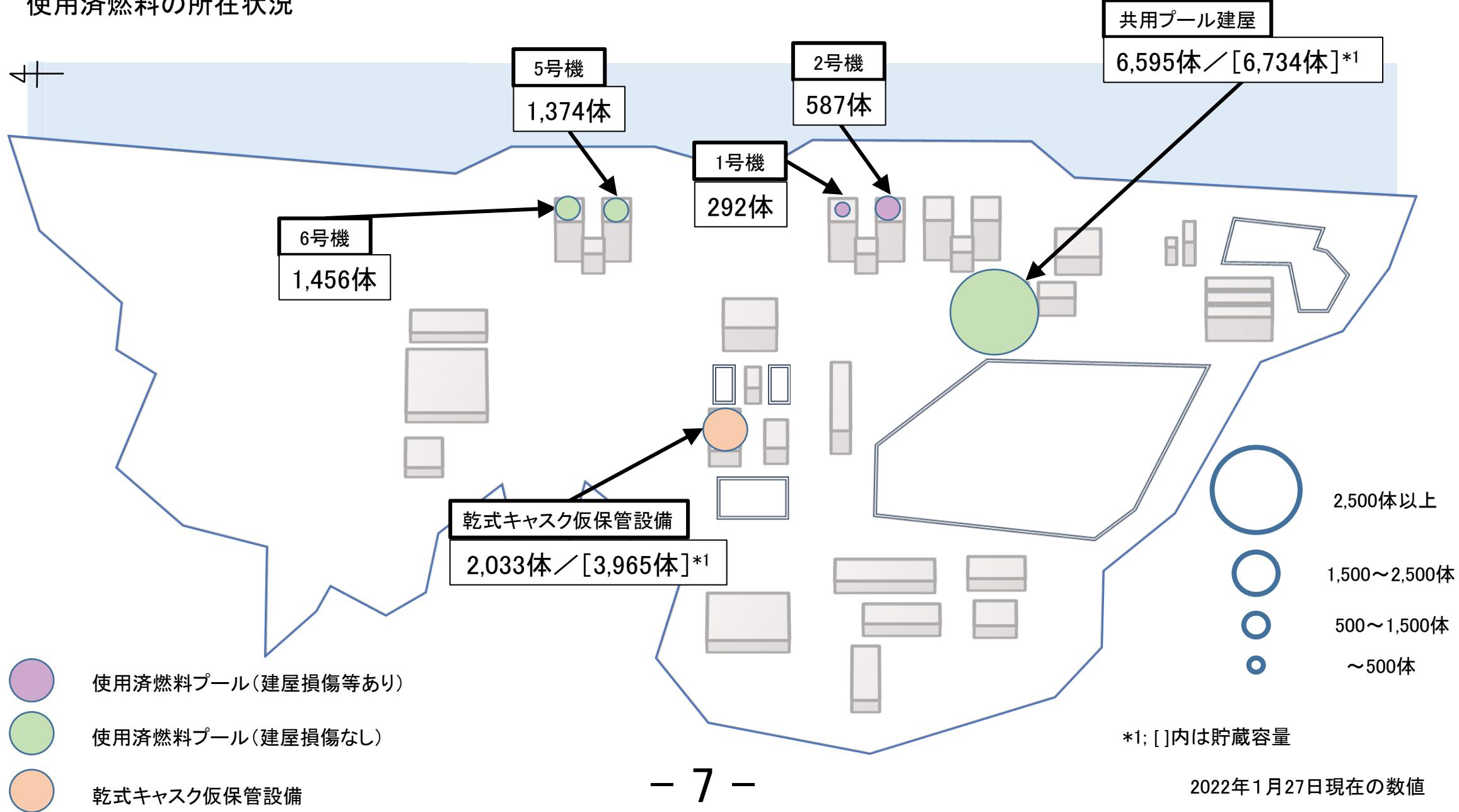
* 注:環境に移行しやすい順番に並べた



- 減衰は事故発生から11年後(2022年3月11日)を基準日として計算しているが、減衰を考慮しないで算出したデータも含まれる
- 1~3号機のCs-137総量を、「JAEA-DATA/Code2012-018」及び減衰を考慮して想定した
- 環境へ放出された量については、「国際原子力機関に対する日本国政府の追加報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—(第2報告)」等及び減衰を考慮して想定した
- 本資料は使用済燃料を除いたCs-137の所在状況を示したものであるが、算出には東京電力等が公開しているデータから算出した
- Cs-137よりSr-90を多く含む水処理二次廃棄物に着目し、Sr-90がHICに44PBq、Sr吸着塔に15PBq、除染装置スラッジ等に2PBq、濃縮廃液に1PBqと算出した
- 端数処理を行っているため、合計は一致しない

S/C: 圧力抑制室、HIC: スラリーを収納した高性能容器、Sr吸着塔: Sr吸着材を収納した金属容器、除染装置スラッジ等: 除染装置から発生したスラッジ及びゼオライト土嚢等、濃縮廃液: 濃縮塩水を蒸発濃縮装置で処理後に発生した濃縮廃液及びスラリー

使用済燃料の所在状況



主要なインベントリ(Cs-137)の一覧

建屋・吸着塔等に存在するもの	
所在	インベントリ (PBq)
滞留水(①)	0.2
3号機S/C(⑤)	4
ゼオライト等(③)	4
Cs吸着塔(②)	260
シールドプラグ(④)	70
1~3号機のCs-137総量から①~⑤及び環境へ放出された量を除いたもの(燃料デブリなど)	190
事故発生から数週間までに環境(大気、海洋)へ放出された量	14
1~3号機のCs-137総量	540

使用済燃料	
所在	インベントリ (PBq)
1号機使用済燃料プール	130
2号機使用済燃料プール	350
3号機使用済燃料プール	0
4号機使用済燃料プール	0
5号機使用済燃料プール	740
6号機使用済燃料プール	780
共用プール	3,500
乾式貯蔵キャスク	1,100
合計	6,600

- ◆ 赤枠は、対処すべきものとして優先度の高いもの
- ◆ ここで示した数値は、滞留水中のCs-137の放射能の収支、1点の測定値からの外挿、使用済燃料1体当たりの平均値から算出するなど、ある仮定において間接的に評価を行ったものであるため誤差が大きい
- ◆ S/Cについては分析結果がある3号機のみ記載した
- ◆ 端数処理を行っているため、合計は一致しない

○東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領
(検査の着眼点に係る部分について一部抜粋)

4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画

4.1 年度方針の作成、承認及び公表

実施計画検査のうち施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の実施に当たっては、年度の開始前に、各検査を担当する課等及び福島第一原子力規制事務所（以下「担当課等」という。）において、実施計画検査の実施において着眼すべき事項（以下「検査の着眼点」という。）を踏まえ、当該年度における実施計画検査の基本方針（以下「年度方針」という。）を作成し、原子力規制委員会の承認を受ける。原子力規制委員会の承認を受けた年度方針は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）に関する詳細な情報を除き公表する。

なお、検査の着眼点は以下に掲げる事項を含めることとする。

- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスク低減目標マップ」という。）
- 前年度の実施計画検査の結果
- 規則第12条第9号に基づき報告される規則第12条第8号に規定する事業者による検査の計画（以下「事業者検査計画」という。） 特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項
- 福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況

4.2 年度検査計画の作成、通知及び公表

担当課等は、検査の着眼点を踏まえつつ、原子力規制委員会の承認を受けた年度方針に基づき、当該年度における施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の実施に係る計画（以下「年度検査計画」という。）を作成し、当該計画に従って実施計画検査を実施する。なお、福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルが発生した場合には、年度検査計画にかかわらず、個別に要否を判断の上、必要な検査（法第68条第1項に規定する立入検査。以下「追加的な検査」という。）を実施する。